令和6(2024)年3月5日

栃木県環境審議会 会長 山田 洋一 様

栃木県環境審議会気候変動部会

部 会 長 横尾 昇剛

委 員 江連 比出市

委 員 小菅 美智子

委 員 山田 洋一

専門委員 花崎 直太

専門委員 中祖 光隆

専門委員 根本 泰行

栃木県環境審議会気候変動部会に付議された審議事項について(報告)

令和5(2023)年3月20日付で環境審議会から当部会に付議された審議事項について、慎重に調査審議した結果を下記のとおり報告します。

記

1 付議事項

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準の策定について

2 調査審議経過等

別添のとおり

3 調査審議結果

別添のとおり

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく 促進区域の設定に関する県基準に係る報告書

令和6(2024)年3月5日

栃木県環境審議会 気候変動部会

1 はじめに ――――	
2 調査審議 ————————————————————————————————————	
(1)経過 ————————————————————————————————————	
(2) 基本的な考え方	
(3) 県基準(案)の概要	
3 おわりに	8

1 はじめに

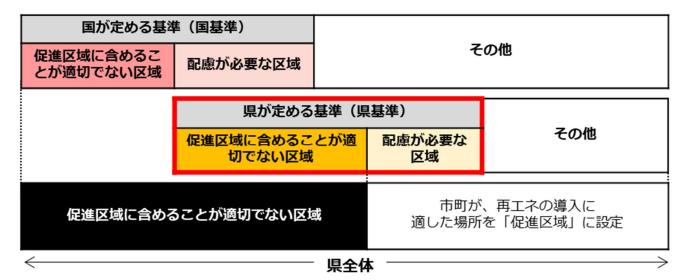
近年、再生可能エネルギーの導入において、景観悪化や騒音等の環境トラブル等が発生している状況を踏まえ、国は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」という。)を改正し、「地域に役立つ再生可能エネルギーの導入により脱炭素化を促進する事業(地域脱炭素化促進事業。以下「促進事業」という。)」を推進する制度を創設した。

この制度において市町は、促進事業に関する事項として、促進事業の対象となる区域(以下「促進区域」という。)、促進区域において整備する施設(地域脱炭素化促進施設)の種類及び規模・設置形態等、施設の整備と併せて実施すべき取組(地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組)などについて、環境保全に係る国・県の基準に基づいて検討し、地域の住民や有識者等で構成される協議会と合意形成し、地球温暖化対策推進法に基づき市町が策定する計画(地方公共団体実行計画)に位置付けて定めるよう努めることとされている。事業者は、市町が定めた内容に即した事業計画を市町に申請し、認定されれば一部の許可手続き等の窓口が市町に一元化され、関係機関との調整事務の負担軽減が見込まれる。以上のことから、促進区域は、あらかじめ合意形成された、再生可能エネルギー事業の実施に適した場所となり、立地を誘導する効果が期待される。

改正地球温暖化対策推進法の施行と同時に、国は基準を策定し、「促進区域に含めることが適切でない区域」や「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域」という区域分けと、環境保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項を定めた。全国一律の国の基準に対して、県は、地域特性に応じた基準を策定できるとされている。

本制度の運用により、適切に再生可能エネルギーが導入されるよう、地域特有の自然的社会的条件を考慮し、県の基準を検討した。

図1 国・県が定める基準と市町による促進区域の設定のイメージ



2 調査審議

(1) 経過

令和5 (2023) 年 3月20日 栃木県環境審議会(諮問) ・県から地球温暖化対策の推進に関する法律に基づ く促進区域の設定に関する県基準について諮問 ・諮問内容について気候変動部会に付議 4月19日 栃木県環境審議会第1回気候変動部会(審議) ・県基準の基本的な考え方について議論 6月22日 栃木県環境審議会第2回気候変動部会(審議) ・県基準案について議論 第1回パブリック・コメント 意見募集開始 7月21日 8月7日 栃木県環境審議会(中間報告) 第1回パブリック・コメント 意見募集終了 8月21日 ・提出された意見の数23件(3個人及び2団体) 栃木県環境審議会第3回気候変動部会(審議) 9月4日 ・県基準案について議論 11月15日 栃木県環境審議会第4回気候変動部会(審議) ・県基準案について議論 第2回パブリック・コメント 意見募集開始 12月13日 令和6 (2024) 年 1月15日 第2回パブリック・コメント 意見募集終了 ・提出された意見の数1件(1個人) 2月1日 栃木県環境審議会第5回気候変動部会(審議) ・県基準案及び報告書案について議論 3月5日 栃木県環境審議会(報告)

(2) 基本的な考え方

県基準を策定するに当たって、基本的な考え方は次のとおりとした。

ア 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類

ポテンシャルが高く、市町において導入を促進する意向がある施設の種類を対象とする。

イ 区域分け

太陽光発電施設については、「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」に定める「立地を避けるべきエリア」と「慎重な検討を要するエリア」の考え方に基づいて定める。

ウ環境配慮事項

県独自の規制や県の特色を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進と環境保全が両立 されるよう設定する。

工 適用除外

施設の設置形態、設置場所などに応じて、県の区域分けや環境配慮事項の一部または 全部を適用しない。

また、令和5 (2023)年3月に策定した、再生可能エネルギーの最大限導入を目指す「とちぎ再生可能エネルギーMAXプロジェクトアクションプラン」における導入目標には、地域活用型の再生可能エネルギーとして促進事業による導入量も見込んでいることを踏まえ、県の導入目標と整合がとれるよう再生可能エネルギーの導入の規制と推進のバランスを考慮した。

このほか、令和6(2024)年2月時点で、促進区域の設定に関する基準を19府県が策定しており、他府県の基準の内容を参照した。

これについて令和 5 (2023) 年 7 月 21 日から同年 8 月 21 日まで第 1 回パブリック・コメントを実施し、同年 8 月 7 日に環境審議会に中間報告し、寄せられた意見を踏まえて検討した後、同年 12 月 13 日から令和 6 (2024) 年 1 月 15 日まで第 2 回パブリック・コメントを実施した。

(3) 県基準(案)の概要

(2) の考え方を踏まえ、県基準(案)を別添のとおりとする。概要は次のとおりとなる。

ア 県基準の対象

市町からの要望や県内におけるポテンシャル等を踏まえ、対象とする施設の種類は、太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス発電施設とし、全ての規模の施設を対象とすることが適当である。

ただし、既存の建築物の屋根、壁面等に設置する太陽光発電施設には県基準を適用しないことが適当である。記載に当たっては、県基準は適用されないが、国の基準は適用されるものと、伝わりやすく表現することが望ましい。

なお、他府県の基準では、全19府県が太陽光発電施設を対象としており、太陽光以外 も対象としているのは13府県となっている。

3 対象

(1) 地域脱炭素化促進施設の種類

- 太陽光を電気に変換するもの(以下「太陽光発電施設」という。)
- 風力を電気に変換するもの(以下「風力発電施設」という。)
- ・ 水力を電気に変換するもの(以下「水力発電施設」という。)
- ・ 地熱を電気に変換するもの(以下「地熱発電施設」という。)
- バイオマスを電気に変換するもの(以下「バイオマス発電施設」という。)

(2) 規模・設置形態等

全ての規模の施設を対象とします。

ただし、既存の建築物の屋根、壁面等に設置する太陽光発電施設には県基準の区域分けや 環境配慮事項を適用する対象としません。国の基準のみが適用されます。

イ 区域分け

太陽光・バイオマス発電施設は、資源が県内全域にあり、国基準の対象とならない範囲が広いため、「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」を準用し、県独自の「促進区域に含める事が適切でない区域」「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域」を定めることが適当である。このほか、パブリック・コメントの結果を踏まえて、生息地等保護区の監視区域を太陽光発電施設及びバイオマス発電施設を対象とする「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域」とすることが適当である。

風力・水力・地熱発電施設は、資源が一部の地域に偏り、多くは国基準の対象となるため、国の区域分けどおりとすることが適当である。

1 促進区域に含めることが適切でない区域

太陽光発電施設及びバイオマス発電施設については表2-1のとおりとします。風力発電施設、水力発電施設及び地熱発電施設については、県の区域分けは定めず、表2-2に示す国の区域分けが適用されるものとします。

・表2-1に示す区域:県立自然公園条例に基づく第1種特別地域

ほか 19 法令・条例等

・表2-2に示す区域:自然公園法に基づく特別保護地区 ほか3法令

2 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域

市町は、次の表2-3に掲げる区域を、太陽光発電施設またはバイオマス発電施設に関する促進区域に設定しようとする場合は、当該促進区域内での促進事業の実施が、同表第2欄の指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがないよう検討して設定する必要があります。 風力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設については、県の区域分けは定めず、表2-4に示す国の区域分けが適用されるものとします。

検討に当たっては、第3章に示す環境配慮事項を考慮してください。

・表2-3に示す区域:文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地 ほか4法令

・表2-4に示す区域: 自然公園法に基づく第2種特別地域 ほか5法令

ウ環境配慮事項

市町が促進区域を設定するに当たり環境保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき 事項として、施設の種類ごとの環境へのリスクや市町及び関係法令の所管課の意見を踏まえ て定めることが適当である。このほか、他府県の基準を参照し、環境審議会への中間報告及び パブリック・コメントで得られた意見を踏まえて作成することが適当である。

記載に当たっては、「収集すべき情報」やその「収集方法」を明らかにし、適切に情報収集した上で環境に配慮できるように記載することが望ましい。

表3-1 太陽光発電施設を対象とする環境配慮事項(抜粋)

収集すべき情報	収集方法	「区域設定」に当たっての留意事項 「事業計画認定」に当たっての留意事項
動物の重要な種及び注目	すべき生息地への影響に	関する事項
・鳥獣保護区[鳥獣保護法]	栃木県 HP「鳥獣保護区等位置図」EADAS(※)	・鳥獣保護区(特別保護地区以外)又は生息地等保護区の監視地区を含む場合は、県自然環境課と調整し、必要最小限とすること
・生息地等保護区 [種の 保存法]	• EADAS(%)	・発電施設設置場所が鳥獣保護区若しくは生息地等保護区を含む又は隣接する場合、事業に先立ち、注目すべき種の生息情報を調査し、保全のために必要な措置を講じること

表3-2 風力発電施設を対象とする環境配慮事項(抜粋)

収集すべき情報	収集方法	「区域設定」に当たっての留意事項 「事業計画認定」に当たっての留意事項								
風車の影による影響に関	する事項									
・保全対象施設(学校・ 病院等)の分布状況	・EADAS(※)・市町の関係部局が 有する情報	・シャドーフリッカーの影の明暗が住民に不快感を与えないよ う検討し、必要に応じて対策を講じること								

表3-3 水力発電施設を対象とする環境配慮事項(抜粋)

収集すべき情報	収集方法	「区域設定」に当たっての留意事項 「事業計画認定」に当たっての留意事項							
水の濁りによる影響に関する事項									
・周辺水域の漁業権の 設定状況	• 漁業権免許一覧	・発電施設の排水先周辺の下流部に漁業権が設定された水面がある場合は、漁業権を有する漁業協同組合(連合会)と調整し、必要な対策を講じること							

表3-4 地熱発電施設を対象とする環境配慮事項(抜粋)

収集すべき情報	収集方法	「区域設定」に当たっての留意事項 「事業計画認定」に当たっての留意事項
硫化水素による影響に関	する事項	
・保全対象施設(学校・ 病院等)の分布状況	EADAS(※)市町の関係部局が 有する情報	・発電施設等による生活環境への影響を予測し、住宅地から極力離れた場所に発電施設を設置すること ・探査に係る掘削や発電施設等から発生する硫化水素、蒸気及びその他のガスによる生活環境への影響を検討し、必要に応じて回避または極力低減するよう対策を講じること

表3-5 バイオマス発電施設を対象とする環境配慮事項(抜粋)

収集すべき情報	収集方法	「区域設定」に当たっての留意事項 「事業計画認定」に当たっての留意事項
悪臭による影響に関する	事項	
・保全対象施設(学校・ 病院等)の分布状況	・EADAS(※) ・市町の関係部局が 有する情報	・原料の収集運搬時や受入れ施設から悪臭がもれ、住民等に不快感を与えることがないか検討し、必要に応じて対策を講じること・発電施設やバイオマス燃料の保管場所からの臭気が近隣住民の生活に支障を及ぼさないよう検討し、必要に応じて対策を講じること

[※] 環境アセスメントデータベース (環境省が整備している、環境アセスメントにおいて地域特性を把握するために必要となる自然環境や社会環境の情報を、地図上で閲覧できるデータベース)

工 適用除外

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 に基づき市町が「設備整備計画」を作成済み又は作成予定の再生可能エネルギー事業につい ては、農地法に基づく区域分け及び環境配慮事項を適用しないことが適当である。

また、市町の条例又は規則により、再生可能エネルギー発電施設の設置を許可制にする又 は禁止する等、地域の実情に応じた独自のルールが設けられている区域については、県基準 を適用しないことが適当である。

このほか、「適用除外」とは、「県基準の区域分けを適用しない」または「県基準の環境配 慮事項の考慮を要しない」ことであると、伝わりやすく表現することが望ましい。

第2章 区域分け

3 適用除外

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基 づき設備整備計画を作成済み又は作成予定の再生可能エネルギー事業については、農地法に基づ く区域分け(甲種農地を除く。)を適用しません。

また、市町の条例又は規則により再生可能エネルギー発電施設の設置に係る区域が定められて いる場合、当該区域については「促進区域に含めることが適切でない区域」を適用しません。 (※)

※ 県の基準が適用されない場合でも、国の基準は適用されます。

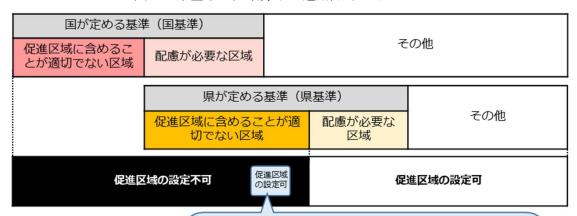
第3章 環境配慮事項

2 適用除外

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基 づき設備整備計画を作成済み又は作成予定の再生可能エネルギー事業については、第1、2、3 種農地に関する環境配慮事項の考慮は要しません。(※)

※ 県の基準が適用されない場合でも、国の基準は適用されます。

図2 県基準の区域分けの適用除外のイメージ



- ・市町の条例・規則により再工ネ施設の設置に独自のルールが設けられている区域 ・農山漁村再工ネ法に基づき市町が「設備整備計画」を作成済みの区域

オ その他

促進事業の制度について理解を促すため、当該制度ができた背景や目的を記載し、併せて、 制度に関わる市町、地域住民、事業者それぞれの役割と利点を記載することが望ましい。

第1章 基本的事項

1 瓶旨

2050 年カーボンニュートラル実現に向けて、再生可能エネルギーの最大限の導入が求められています。地域資源である再生可能エネルギーは、その活用の仕方によって、地域経済の活性化や、地域の防災力の向上など、地域を豊かにしうるものとなる一方で、その導入に当たっては、景観への影響、野生生物・生態系等の自然環境への影響、騒音等の生活環境への影響や土砂災害等といった様々な懸念や問題が生じていることも踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用のあり方、その他の公益への配慮等が必要となっています。

このような背景の下、国は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。)を改正(令和4年4月1日施行)し、「地域に役立つ再生可能エネルギーの導入により脱炭素化を促進する事業(地域脱炭素化促進事業。以下「促進事業」という。)」を推進する制度を創設しました。

この制度において市町は、促進事業に関する事項として、促進事業の対象となる区域(促進区域)、促進区域において整備する施設(地域脱炭素化促進施設)の種類及び規模・設置形態等、施設の整備と併せて実施すべき取組(地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組)などについて、環境保全に係る国・県の基準に基づいて検討し、地域の住民や有識者等で構成される協議会と合意形成し、地球温暖化対策推進法に基づき市町が策定する計画(地方公共団体実行計画)に位置付けて定めるよう努めることとされています。事業者は、市町が定めた内容に即した事業計画を市町に申請し、認定されれば一部の許可手続き等の窓口が市町に一元化され、関係機関との調整事務の負担軽減が見込まれます。

以上のことから、促進区域は、環境に配慮して検討され、あらかじめ合意形成された、再生可能エネルギー事業の実施に適した場所となり、適切な立地を誘導し、環境破壊を回避する効果が期待されます。

改正地球温暖化対策推進法の施行と同時に、国は基準を策定し、「促進区域に含めることが適切でない区域」や「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域」という区域分けと、環境保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項を定めました。全国一律の国の基準に対して、県は、地域特性に応じた基準を策定できるとされています。本県としては、地域と調和した再生可能エネルギーの導入を図るため、市町が適切に促進区域を設定できるよう、地域の自然的社会的条件に適した基準(以下「県基準」という。)を定めました。

環境配慮事項の表は施設の種類ごとに分かれているため、見出しを設けて利便性を図ることが望ましい。

第3章 環境配慮事項

1 地域脱炭素化促進施設の種類ごとの環境配慮事項

省令第5条の4第2項第2号に規定する「促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項」は、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに、表3-1から表3-5に示します。

表3-1 太陽光発電施設を対象とする環境配慮事項

8~12ページ

表3-2 風力発電施設を対象とする環境配慮事項

13~17ページ 18~22ページ

表3-3 水力発電施設を対象とする環境配慮事項

10~22/1-2

表3-4 地熱発電施設を対象とする環境配慮事項

23~27ページ

表3-5 バイオマス発電施設を対象とする環境配慮事項 28~31ページ

3 おわりに

促進事業に関する制度は、円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域にメリットをもたらす再生可能エネルギー事業の拡大を推進するものである。当部会においては、本制度が適切に運用されるよう、県の自然的社会的条件を踏まえた県基準を策定するため、県内の再生可能エネルギーのポテンシャル、市町・関係法令の所管課・各分野の有識者・県民等の意見、他府県の基準等を踏まえて議論を重ねた結果、本報告を行うものとする。

本制度が市町によって適切に運用され、県内において地域に利益ある再生可能エネルギーの導 入が拡大することを希望し、結びとする。

栃木県気候変動対策推進計画別冊

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準

令和6 (2024) 年3月

栃木県環境森林部気候変動対策課

目 次

第	1 章	<u> </u>	基本	的	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1	趣	旨•																																			1
	2	位	置つ	うけ	•			•	•		•		•	•		•	•	•		•			•	•		•	•	•		•				•	•		•	2
			象•																																			
	4	見	.直 l	, •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	2
第	2章	重	区垣	幼	ゖ																														•			3
	1	促	進区	∑域	1=	含	め	る	٦	ع	が	適	切	で	な	い	区	域								•		•										3
	2	促	進区	∑域	の	設	定	に	当	た	IJ	配	慮	が	必	要	な	区	域	•	•		•	•		•	•	•		•				•	•		•	5
	3	適	用防	於	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	6
第	3 章	Ī	環境	訵	慮	事	項					•													•													7
	1	地	域脱	炭	素	化	促:	進	施	設	の	種	類	Ĵ	لح	の	環	境	配	慮	事	項				•		•										7
	2	谪	用肾	於																																		7

1 趣旨

2050 年カーボンニュートラル実現に向けて、再生可能エネルギーの最大限の導入が求められています。地域資源である再生可能エネルギーは、その活用の仕方によって、地域経済の活性化や、地域の防災力の向上など、地域を豊かにしうるものとなる一方で、その導入に当たっては、景観への影響、野生生物・生態系等の自然環境への影響、騒音等の生活環境への影響や土砂災害等といった様々な懸念や問題が生じていることも踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用のあり方、その他の公益への配慮等が必要となっています。

このような背景の下、国は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。 以下「地球温暖化対策推進法」という。)を改正(令和4年4月1日施行)し、「地域に役立 つ再生可能エネルギーの導入により脱炭素化を促進する事業(地域脱炭素化促進事業。以下「促 進事業」という。)」を推進する制度を創設しました。

この制度において市町は、促進事業に関する事項として、促進事業の対象となる区域(促進区域)、促進区域において整備する施設(地域脱炭素化促進施設)の種類及び規模・設置形態等、施設の整備と併せて実施すべき取組(地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組)などについて、環境保全に係る国・県の基準に基づいて検討し、地域の住民や有識者等で構成される協議会と合意形成し、地球温暖化対策推進法に基づき市町が策定する計画(地方公共団体実行計画)に位置付けて定めるよう努めることとされています。事業者は、市町が定めた内容に即した事業計画を市町に申請し、認定されれば一部の許可手続き等の窓口が市町に一元化され、関係機関との調整事務の負担軽減が見込まれます。

以上のことから、促進区域は、環境に配慮して検討され、あらかじめ合意形成された、再生可能エネルギー事業の実施に適した場所となり、適切な立地を誘導し、環境破壊を回避する効果が期待されます。

改正地球温暖化対策推進法の施行と同時に、国は基準を策定し、「促進区域に含めることが適切でない区域」や「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域」という区域分けと、環境保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項を定めました。全国一律の国の基準に対して、県は、地域特性に応じた基準を策定できるとされています。本県としては、地域と調和した再生可能エネルギーの導入を図るため、市町が適切に促進区域を設定できるよう、地域の自然的社会的条件に適した基準(以下「県基準」という。)を定めました。

2 位置づけ

本基準は、地球温暖化対策推進法第21条第6項に規定する促進区域の設定に関する基準です。

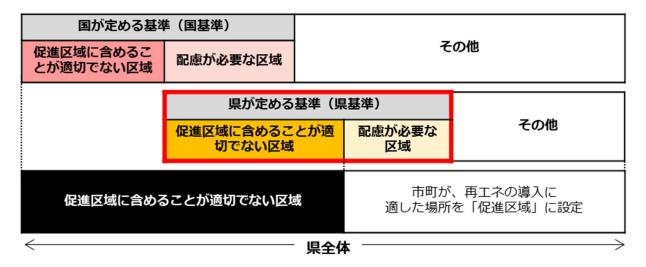


図1-1 県基準のイメージ図

3 対象

- (1) 地域脱炭素化促進施設の種類
 - ・ 太陽光を電気に変換するもの(以下「太陽光発電施設」という。)
 - ・ 風力を電気に変換するもの(以下「風力発電施設」という。)
 - ・ 水力を電気に変換するもの(以下「水力発電施設」という。)
 - ・ 地熱を電気に変換するもの(以下「地熱発電施設」という。)
 - ・ バイオマスを電気に変換するもの(以下「バイオマス発電施設」という。)
- (2) 規模・設置形態等

全ての規模の施設を対象とします。

ただし、既存の建築物の屋根、壁面等に設置する太陽光発電施設には県基準の区域分けや 環境配慮事項を適用する対象としません。国の基準のみが適用されます。

4 適用及び見直し

本基準は、令和6(2024)年4月1日から適用します。

なお、地球温暖化対策推進法施行規則(平成 11 年総理府令第 31 号。以下「省令」という。) 第 5 条の 6 第 5 項の規定により、「栃木県気候変動対策推進計画」で掲げる目標及び関連する 施策の実施状況並びに地域の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるとき は、本基準の見直しを適宜行うものとします。

第2章 区域分け

1 促進区域に含めることが適切でない区域

省令第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、太陽光発電施設及びバイオマス発電施設については表2-1のとおりとします。 風力発電施設、水力発電施設及び地熱発電施設については、県の区域分けは定めず、表2-2に示す国の区域分けが適用されるものとします。

表2-1 促進区域に含めることが適切でない区域(太陽光発電施設・バイオマス発電施設)

注) [国] :国の「促進区域に含めることが適切でない区域」、〈国〉:国の「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域」

注) [国] :国の「促進区」	咳に含めることか週切でない区域」	、〈国〉:国の「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域」
関係法令等	区域の名称	理由
自然公園法	国立公園	優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の
	特別保護地区[国]	多様性の確保に寄与するため、工作物の設置等を
	第 1 種 特 別 地 域 [国]	制限している区域のため
	第2種特別地域〈国〉	
	第3種特別地域〈国〉	
	普通地域〈国〉	
栃木県立自然公園	県立自然公園	同上
条例	第1種特別地域	
	第 2 種 特 別 地 域	
	第 3 種 特 別 地 域	
	普通地域	
自然環境保全法	原生自然環境保全地域	原生の状態を維持している自然環境を保全するこ
	[国]	とが特に必要な区域等における生物の多様性の確
		保その他の自然環境の適正な保全のため、工作物
		の設置等を制限している区域のため
	自然環境保全地域 [国]	原生自然環境保全地域以外の区域のうち、自然環
	特別地区	境を保全することが特に必要な区域等における生
	付加地区	物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全
	普通地区	のため工作物の設置等を制限している区域のため
自然環境の保全及	自然環境保全地域	自然環境を保全することが特に必要な区域等にお
び緑化に関する条	特別地区	ける生物の多様性の確保その他の自然環境の適正
例	* > 7 =	な保全のため、工作物の設置等を制限している区
	普通地区	域のため
	緑地環境保全地域	緑地環境を保全することが特に必要な区域等にお
		ける緑地環境の適正な保全のため、工作物の設置
		等を制限している区域のため
鳥獣の保護及び管	鳥獣保護区の特別保護地	鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、
理並びに狩猟の適	区[国]	特に必要があると認める区域であり、工作物の設
正化に関する法律		置等を制限している区域のため
絶滅のおそれのあ	生息地等保護区の管理地	国内希少野生動植物種の保存のために、特に必要
る野生動植物の種	区[国]	があると認める区域であり、工作物の設置等を制
の保存に関する法律		限している区域のため
とちぎふるさと街	街道景観形成地区	優れた自然景観を保全するうえで重要となる街道
道景観条例		景観の形成が求められる区域であり、建築物の新
		設等を制限している区域のため

関係法令等	区域の名称	理由
森林法	保安林〈国〉	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、そ
		の他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を
	保安施設地区	達成するために指定された区域であり、立木伐採
		や土地の形質変更等が厳しく規制されているため
農地法	農用地区域	優良農地を確保するため、転用行為が厳しく制限
農業振興地域の整	甲種農地	されている区域であるため
備に関する法律	第1種農地	
河川法	河川区域	洪水等による災害の発生の防止に必要な区域であ
	河川予定地	るため
砂防法(栃木県砂防	砂防指定地〈国〉	砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定
指定地の管理等に		の行為を禁止若しくは制限すべき区域であり、災
関する条例)		害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすり
		スクが高いため
地すべり等防止法	地すべり防止区域〈国〉	地すべり区域及び地すべり地域であって公共の利
		害に密接な関連を有する区域であり、災害発生に
		より地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高
6 (T A) III - III II .	6 47 AL III III II 6 8A F III	いため
急傾斜地の崩壊に	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれのある急傾斜地で、崩壊により相当
よる災害の防止に		数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びなの際技術のまた。火熱会傾斜地の最振が明見
関する法律		びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長 され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為
		を制限している区域であり、災害発生により地域
		住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため
土砂災害警戒区域等における土砂災	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生 命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒区
害防止対策の推進		域では警戒避難体制の整備、特別警戒区域では特
に関する法律	土砂災害警戒区域	定の開発行為に関する許可等が必要な区域であ
1-20 / 0 /2/1		り、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅か
		すリスクが高いため
都市計画法	風致地区	都市における風致を維持するために定める区域で
		あり、自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を
		守るため、建築物等の建築、木竹の伐採等が規制さ
		れているため
景観法	景観形成重点地区	市町景観計画の景観計画区域のうち、重点的・計画
	(市町景観計画)	的に景観の保全、誘導を図る必要がある区域であ
		り、きめ細かく景観形成を図るため、より厳しい制
10 -1 (0 U X	45 PH 42 H 42 A 31	限を設けているため
都市緑地法	特別緑地保全地区	無秩序な市街化の防止に資する緑地、地域住民の
		健全な生活環境の確保に資する緑地を現状保全す
	緑地保全地域	るため、指定区域内における立木の伐採や土地の
		形質変更等が厳しく規制されているため
立	手冊 수 사 타	大小肚の圧体(I)人のよせに、松中児上佐の思いさ
文化財保護法	重要文化財・史跡・名勝・天然記	文化財の価値保全のために、指定地内等の現状変
	念物・伝統的建造物群の指定地等	更等が厳しく制限されているため
栃木県文化財保護	 有形文化財・史跡・名勝・天然記	文化財の価値保全のために、指定地内等の現状変
条例	念物の指定地等	更等が厳しく制限されているため
	S.D. FIRE O.	

表2-2 促進区域に含めることが適切でない区域(風力発電施設・水力発電施設・地熱発電施設)

注) [国] :国の「促進区域に含めることが適切でない区域」

関係法令等	区域の名称
自然公園法	国立公園
	特別保護地区 [国]
	第1種特別地域 [国]
自然環境保全法	原生自然環境保全地域[国]、自然環境保全地域[国]
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の特別保護地区[国]
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区の管理地区[国]

2 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域

市町は、次の表 2 - 3 に掲げる区域を、太陽光発電施設又はバイオマス発電施設に関する促進区域に設定しようとする場合は、同表第 3 欄に示す当該区域を定めた理由に支障を及ぼすおそれがないよう検討する必要があります。

風力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設については、県の区域分けは定めず、表 2-4 に示す国の区域分けが適用されるものとします。

検討に当たっては、第3章に示す環境配慮事項を考慮してください。

表2-3 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域(太陽光発電施設・バイオマス発電施設)

〈国〉:国の「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域|

関係法令等	区域の名称	理由
絶滅のおそれのある野	生息地等保護区の監視	国内希少野生動植物種の保存のために、特に必要
生動植物の種の保存に	地区〈国〉	があると認める区域であり、工作物の設置等に一
関する法律		定の配慮が求められる区域であるため
森林法	地域森林計画対象民有	地域森林計画の対象として、様々な公益的機能を
	林(保安林、保安施設地	持ち、森林吸収源として地球温暖化を防止する機
	区以外)	能も持つことから、適切な管理を行い、保全に努
		めている森林であるため
農地法	第2種農地	周辺地域との調和や農地確保の観点から、転用に
		一定の配慮が求められる区域であるため
	第 3 種 農 地	
河川法	河川保全区域	河川管理施設の保全に必要な区域であるため
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地	埋蔵文化財は現状を変えることなく保存するこ
		とが望ましいが、やむを得ず工事により埋蔵文化
		財を現状のまま保存することができない場合は、
		記録保存のための発掘調査等を実施する必要が
		あり、事業計画段階からの調整を要するため

表2-4 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域(風力発電施設・水力発電施設・地熱発電施設)

注) 〈国〉:国の「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域」

関係法令等	区域の名称
自然公園法	国立公園
	第2種特別地域〈国〉
	普通地域〈国〉
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関	生息地等保護区の監視地区〈国〉
する法律	
森林法	保安林〈国〉
砂防法	砂防指定地〈国〉
地すべり等防止法	地すべり防止区域急傾斜地崩壊危険区域〈国〉
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域〈国〉

3 適用除外

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づき設備整備計画を作成済み又は作成予定の再生可能エネルギー事業については、農地法に基づく区域分け(甲種農地を除く。)を適用しません。

また、市町の条例又は規則により再生可能エネルギー発電施設の設置に係る区域が定められている場合、当該区域については「促進区域に含めることが適切でない区域」を適用しません。 (※)

[※] 県の基準が適用されない場合でも、国の基準は適用されます。

第3章 環境配慮事項

1 地域脱炭素化促進施設の種類ごとの環境配慮事項

省令第5条の4第2項第2号に規定する「促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項」は、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに、表3-1から表3-5に示します。

表3-1	太陽光発電施設を対象とする環境配慮事項	8~12ページ
表 3 - 2	風力発電施設を対象とする環境配慮事項	13~17 ページ
表 3 - 3	水力発電施設を対象とする環境配慮事項	18~22 ページ
表 3 - 4	地熱発電施設を対象とする環境配慮事項	23~27 ページ
表 3 - 5	バイオマス発電施設を対象とする環境配慮事項	28~31 ページ

市町は、当該環境配慮事項について、「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し検討を行い、その結果を踏まえて促進区域を設定する必要があります。

また、促進事業の計画認定に当たっては、当該促進事業において環境保全への適正な配慮が確保されるよう留意する必要があります。

2 適用除外

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づき設備整備計画を作成済み又は作成予定の再生可能エネルギー事業については、第1、2、3種農地に関する環境配慮事項の考慮は要しません。(※)

[※] 県の基準が適用されない場合でも、国の基準は適用されます。

表3-1 太陽光発電施設を対象とする環境配慮事項

事業計画総化」に目だつ	ての留意事項:市町が促進事業	を 応にする 际に 田思 するへき 手坦
収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
騒音による影響に関する事	項	
・保全対象施設(学校・ 病院等)の分布状況	環境アセスメントデータベース(以下「EADAS」)市町の関係部局が有する情報	・発電施設から発生する音による生活環境への 影響を予測し、住宅地から極力離れた場所に発 電施設を設置する、発電施設に囲いを設置し防 音性を向上させる等の対策をする等適切な防音 措置を講じること ・発電施設設置に伴う工事で発生する音により 生活環境への影響がないよう検討し、必要に応 じて対策を講じること
水の濁りによる影響に関す	- z 東 陌	
<u> </u>	幻 尹 炽	
・取水施設の位置	· EADAS	・発電施設の排水先周辺の下流部に取水施設がある場合は、沈砂地、濁水処理施設等を設置するなど濁水発生防止策を講じること
・周辺水域の漁業権の設定状況	・漁業権免許一覧	・発電施設の排水先周辺の下流部に漁業権が設定された水面がある場合は、漁業権を有する漁業協同組合(連合会)と調整し、必要な対策を講じること
重要な地形及び地質への影	ど響に関する事項	
・県レッドリストの地形・地質の分布状況	・レッドデータとちぎ WEB	・県レッドリストの地形・地質を含む場合は、県自然環境課と調整の上、必要最小限とすること・発電施設設置に伴う開発に県レッドリストの地形・地質を含む場合は、必要最小限とすること
土地の安定性への影響に関	する事項	
・砂防指定地[砂防法] ・地すべり防止区域[地すべり防止法] ・急傾斜地崩壊危険区域 [急傾斜地の崩壊をる災害の防止に関する法律] ・土砂災害警戒区域域 [土砂災害警戒区域域における土砂災害砂災における土ける法律]	・とちぎ土砂災害警戒区域マップ	・発電施設設置場所が砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害等別警戒区域に隣接する場合、発電施設設置に伴う開発及び施設の原因となう開発を取びされないよう、対策を表がでいる。 ・土砂災害が誘発・助長されないよう、対策を講じること・・土砂災害等域区域及び土砂災害特別警戒区域を対策を対しても、当時では、土砂災害の発生を誘発・助長を対している場合には、土砂災害の発生を誘発・助長を対けるといい。

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
土地の安定性への影響に関	する事項	
・災害危険区域 建築基準法	・とちぎ土砂災害警戒 区域マップ	・発電施設の設置に伴う開発及び施設の設置が防災対策に影響を及ぼさず、発電施設が原因と
・ハザードマップで「想定される最大浸水深」が5m以上の区域	・各市町のハザードマ ップ	なって災害が誘発・助長されないよう検討し、 必要に応じて対策を講じること
・宅 地 造 成 等 工 事 規 制 区域及び 特定 盛 土 等 規 制 区域 [宅地造成及び盛土等規制法] ※当該区域が指定されるまでは、旧法に基づく宅地造成工事規制区域	・県及び中核市の宅地 造成担当部局が有する 情報	
· 山地災害危険地区	・ 山地災害危険地区マップ ・ 関 東 森 林 管 理 局 HP 「国有林の山地災害危険地区について」	
・地域森林計画対象民有 林の分布状況[森林法]	・とちもりマップ	・地域森林計画対象民有林を含む場合は、県森 林整備課と調整すること ・地域森林計画対象民有林における許可を要す
		る開発行為に当たっては、森林の公益的機能を 阻害するおそれがないよう対策を講じること
・保安林及び保安施設地 区の分布状況 [森林法]	・とちもりマップ	・発電施設設置場所が保安林及び保安施設地区に隣接する場合であって、開発が保安林及び保安施設地区に及ぶ場合、太陽光発電施設設置を目的とする開発は、保安林解除の要件に合致しないため、「事業計画認定」を行わないこと
·水源地域[県水源地域 保全条例]	・とちもりマップ	・水源地域内に存する地域森林計画対象民有林 の土地の売買・賃貸等を伴う場合、県水源地域 保全条例に基づく事前届出が行われること
・河川保全区域[河川法]	・河川管理を行っている各土木事務所への問合せ	・河川保全区域を含む場合は、県河川課及び土木事務所と調整し、必要最小限とすること ・発電施設設置場所に河川保全区域を含む場合は、河川管理施設等の保全に支障がないよう対策を講じること
反射光による影響に関する	事項	
・保全対象施設(学校・ 病院等)の分布状況	・EADAS ・市町の関係部局が有 する情報	・住宅や保全対象施設に、反射光による悪影響を及ぼさないよう措置を講じること ・太陽電池モジュールの反射光の角度を計算 し、周辺の住宅地等に影響しないことを事前に 確認し、影響が懸念される場合には、防眩モジュールを使用する等の対策を講じること

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
動物の重要な種及び注目す	 べき生息地への影響に関	
・ラムサール条約登録湿	· EADAS	・ラムサール条約登録湿地は促進区域に含めな
地[特に水鳥生息地とし		いよう配慮すること
て国際的に重要な湿地に		・発電施設設置場所にラムサール条約登録湿地
関する条約]		を含む場合は、湿地の役割に支障がないよう対
		策を講じること
・鳥獣保護区[鳥獣の保	・栃木県 HP「鳥獣保	・鳥獣保護区(特別保護地区以外)又は生息地
護及び管理並びに狩猟の	護区等位置図」	等保護区の監視地区を含む場合は、県自然環境
適正化に関する法律]	· EADAS	課と調整し、必要最小限とすること
 ・生息地等保護区「絶滅	· EADAS	・発電施設設置場所が鳥獣保護区若しくは生息地等保護区を含む又は隣接する場合、事業に先
のおそれのある野生動植	LADAS	立ち、注目すべき種の生息情報を調査し、保全
物の種の保存に関する法律		のために必要な措置を講じること
・国内希少野生動植物種	・環境省 HP「国内希	・国内希少野生動植物種(動物)及び栃木県版
の生息生育情報	少野生動植物種一覧」	レッドリスト掲載の動物の生息地については原
		則として促進区域に含めないこと
・環境省レッドリスト掲	・環境省 HP「いきも	・事業に先立ち、注目すべき種の生息情報を調
載種の生息生育情報	のログ」	査し、保全のために必要な措置を講じること
・栃木県版レッドリスト	・レッドデータとちぎ	
掲載種の生息生育情報	WEB	
・日本の希少な野生水生	・日本の希少な野生水	
生物に関するデータブッ	生生物に関するデータ	
ク掲載種の生息生育情報	ブック(水産庁)	
	・地元研究者等からの聞き取り	
	・学術調査、学術論文	
植物の重要な種及び重要な	T	
・生息地等保護区[絶滅	· EADAS	・生息地等保護区の監視地区を含む場合は、県
のおそれのある野生動植物のほの切ちに関する法		自然環境課と調整し、必要最小限とすること
物の種の保存に関する法律		・発電施設設置場所が生息地等保護区を含む又は隣接する場合、事業に先立ち、注目すべき種
1#]		は 解 接 9 る 場 っ 、 争 耒 に 元 立 り 、 注 日 9 へ さ 惺 し の 生 息情 報 を 調 査 し 、 保 全 の た め に 必 要 な 措 置
		を講じること
	┃ ・環境省 HP「国内希	・国内希少野生動植物種(植物)、特定植物群
の生息生育情報	少野生動植物種一覧」	落及び栃木県版レッドリスト掲載の植物群落に
		ついては、原則として促進区域に含めないこと
・特定植物群落の位置	· EADAS	
・栃木県版レッドリスト	・レッドデータとちぎ WEB	・事業に先立ち、注目すべき種及び植物群落の
掲載の植物群落の位置		生育情報を調査し、保全のために必要な措置を
┃ ┃・環境省レッドリスト掲	・環境省 HP「いきも	講じること
載種の生息生育情報	・	
*** 注 ~ 工 心 工 日 旧 批		
・栃木県版レッドリスト	・レッドデータとちぎ WEB	
掲載種の生息生育情報		
	・地元研究者等からの聞き取り	
	・学術調査、学術論文	

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
地域を特徴づける生態系へ	L の影響に関する事項	· Solett Habbell to History Containing
・保護林[保護林設定管	· EADAS	・保護林は促進区域に含めないよう配慮するこ
理要領]		٤
		・保護林が事業区域に含まれていないこと
・緑の回廊[緑の回廊設	· EADAS	・緑の回廊は促進区域に含めないよう配慮する
定要領]		こと
		・環境影響評価等において、発電施設の設置
		が、緑の回廊における野生生物種の生育・生息
		に影響を及ぼさないよう検討し、必要に応じて
		対策を講じること
· 生物多様性保全上重要	· EADAS	・重要里地里山又は重要湿地を含む場合は、県
な里地里山の分布状況	・環境省 HP「生物多	自然環境課と調整の上、必要最小限とすること
・生物多様性の観点から	様性保全上重要な里地	・発電施設設置に伴う開発及び施設の設置によ
重要度の高い湿地の分布	里山里地里山」	り生物多様性に影響を及ぼさないよう検討し、
状況		必要に応じて対策を講じること
主要な眺望点及び景観資源	原並びに主要な眺望景観へ	の影響に関する事項
	+ m = m - : -	
・景観形成重点地区[景	・市町景観計画	・発電施設設置場所が景観形成重点地区に隣接
観法]		する場合は、景観保全に支障がないよう対策を
主要な人と自然との触れ合	といの注動の担々の影響に	講じること
・長距離自然歩道	・栃木県 HP「関東ふ	・長距離自然歩道は促進区域に含めないよう配
* 及 距 触 日 然 少 但	れあいの道	歳すること
	1(0)(0) 但]	・発電施設設置場所に長距離自然歩道を含む場
		合は、当該歩道の改変を避ける、又は改変をで
		きる限り小さくすること
その他の事項		
・第 1、2、3 種 農 地	・市町農業委員会が有	・農用地を含む場合は、県農政課と「地域脱炭
	する情報	素化促進事業に係る農地転用の取扱いに関する
		留意事項についての制定について(令和4年6
		月 28 日付け 4 農振第 948 号農林水産省農村振
		興局長通知)」に基づき調整すること(農地法
		第4条第1項に規定する指定市町村を除く。)
		・ 発電施設設直に伴う開発か農業振興に文障かるいよう検討し、必要に応じて対策を講じること
		・周辺農地の営農条件及び農作物に悪影響がな
		いよう検討し、必要に応じて対策を講じること
		・農地の利用の集積など地域における農地の農
		業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が
		ないよう検討し、必要に応じて対策を講じること
		・促進事業の計画に係る行為が農地転用許可を
		受けなければならないものである場合は地球温
		暖化対策推進法第 22 条の 2 第 4 項に基づき栃
		木県知事の同意を得ていること(農地法第4条
		第1項に規定する指定市町村を除く。)
・土地改良区の受益地	・土地改良区が有する	・発電施設設置に伴う開発が土地改良区の受益
[土地改良法]	情報	地に支障がないよう対策を講じること
,		1

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
その他の事項		
・地域計画区域[農業経営基盤強化促進法]	・市町地域計画担当部 署が有する情報	・発電施設設置に伴う開発が地域計画に支障がないよう検討し、必要に応じて対策を講じること
· 風致地区[都市計画法]	・市町が有する都市計画図 ・県が有する都市計画 総括図	・発電施設設置場所が風致地区に隣接する場合は、都市部の良好な自然的景観と史跡名勝などの保全に支障がないよう対策を講じること
·緑地保全地域[都市緑地法]	・市町が有する都市計 画図 ・県が有する都市計画 総括図	・発電施設設置場所が緑地保全地域に隣接する場合は、緑地保全に支障がないよう対策を講じること
・埋蔵文化財包蔵地の指 定状況[文化財保護法]	・EADAS ・市町が有する埋蔵文 化財包蔵地の地図	・埋蔵文化財包蔵地を含む場合は、県文化振興課と調整の上、文化財の保護に影響を及ぼさないこと ・発電施設設置に伴う開発に埋蔵文化財包蔵地を含む場合は、県文化振興課と調整し、文化財の保護に影響を及ぼさないこと
・重要文化財・史跡・名 勝・天然記念物・伝統的 建造物群の指定地	・EADAS ・文化庁 HP「国指定 文化財等データベー ス」 ・市町伝統的建造物群 保存地区保存計画	・発電施設設置場所の周辺に重要文化財・史 跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群の指定 地が存在する場合は、歴史的・芸術的価値を損 なわないよう対策を講じること
・市町の文化財保存活用 計画及び文化財保存地域 計画による規制区域	・文化財保存活用計画 及び文化財保存地域計 画	・発電施設設置場所が文化財保存活用計画若しくは文化財保存地域計画による規制区域を含む 又は隣接する場合、発電施設設置に伴う開発や 施設の設置が、文化財の保存と活用に支障を及 ぼさないよう対策を講じること
・市町の歴史的風致維持 向上計画の重点区域	・市町の歴史的風致維 持向上計画	・発電施設設置場所が市町の歴史的風致維持向上の重点区域を含む又は隣接する場合、発電施設設置に伴う開発及び施設の設置が歴史的風致維持に支障を及ぼさないよう対策を講じること
・道路の占用禁止又は制 限区域	・国・県・市町の道路管理者	・占用の禁止又は制限区域における道路占用に あっては、道路管理者と調整の上、道路管理に 支障を及ぼさないこと

表3-2 風力発電施設を対象とする環境配慮事項

収集すべき情報 収集方法 ・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事 騒音による影響に関する事項 ・保全対象施設(学校・ 病院等)の分布状況 ・環境アセスメントデ ータベース(以下 「EADAS」) ・市町の関係部局が有する情報 ・発電施設を設置する、発電施設に囲いを 防音性を向上させる等の対策をする等適	項
騒音による影響に関する事項 ・保全対象施設(学校・ 病院等)の分布状況 ・環境アセスメントデータベース(以下 「EADAS」) ・市町の関係部局が有する情報 ・環境アセスメントデータである。 ・発電設備等から発生する音による生活の影響を予測し、住宅地から極力離れた発電施設を設置する、発電施設に囲いを防音性を向上させる等の対策をする等適	項
経音による影響に関する事項 ・保全対象施設(学校・ 病院等)の分布状況 ・環境アセスメントデ ータベース(以下 「EADAS」) ・市町の関係部局が有する情報 ・発電設備等から発生する音による生活の影響を予測し、住宅地から極力離れた発電施設を設置する、発電施設に囲いを防音性を向上させる等の対策をする等適	
・保全対象施設(学校・ ・環境アセスメントデータ ベース (以下 「EADAS」) ・市町の関係部局が有する情報 防音性を向上させる等の対策をする等適	
病院等)の分布状況 - タベース (以下 「EADAS」) ・ 市町の関係部局が有する情報 ・発電設備等から発生する音による生活の影響を予測し、住宅地から極力離れた発電施設を設置する、発電施設に囲いを防音性を向上させる等の対策をする等適	
病院等)の分布状況 - タベース (以下 「EADAS」) ・ 市町の関係部局が有する情報 ・発電設備等から発生する音による生活の影響を予測し、住宅地から極力離れた発電施設を設置する、発電施設に囲いを防音性を向上させる等の対策をする等適	
「EADAS」) の影響を予測し、住宅地から極力離れた・市町の関係部局が有する情報 防音性を向上させる等の対策をする等適	
・市町の関係部局が有 発電施設を設置する、発電施設に囲いをする情報 防音性を向上させる等の対策をする等適	
する情報 防音性を向上させる等の対策をする等適	:場所に
) o IB IK	設置し
立 世 写 さ レ フ ァ し	切な防
一	
・発電施設設置に伴う工事で発生する音	により
生活環境への影響がないよう検討し、必	要に応
じて対策を講じること	
重要な地形及び地質への影響に関する事項	
・県レッドリストの地 ・レッドデータとちぎ ・県レッドリストの地形・地質を含む場	· 슬 /+ I目
形・地質の分布状況 WEB 自然環境課と調整の上、必要最小限とす	
形・地質の分布状況 WEB 日然現現課と調整の上、必要取小阪とす。	S C C
・発電施設設置等に伴う開発行為に県レ	・ッドリ
ストの地形・地質を含む場合は、必要最小	
328	12.0
土地の安定性への影響に関する事項	
・砂防指定地「砂防法」・とちぎ土砂災害警戒・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾	5 성 표 #
区域マップ 壊危険区域を含む場合は必要最小限とす	ること
・地すべり防止区域[地	
すべり等防止法]	
· 急傾斜地崩壊危険区域	
[急傾斜地の崩壊による	
災害の防止に関する法律]・発電施設設置場所が砂防指定地、地す	べり防
止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災	害警戒
・土砂災害警戒区域及び 区域及び土砂災害特別警戒区域に隣接	する場
土砂災害特別警戒区域 合、発電施設設置に伴う開発及び施設の	設置が
「土砂災害警戒区域等に 防災対策に影響を及ぼさず、発電施設が	
おける土砂災害防止対策 なって災害が誘発・助長されないよう、	
	/·1 NK €
0 IL 2 (: # 다 #
· 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警	
(土石流)の上流域において事業区域を	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
る場合には、土砂災害の発生を誘発・助	
おそれがあるため、調査の上、事業区域	を検討
すること	
,	

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
土地の安定性への影響に関	する事項	
・災害危険区域[建築基準法]	・とちぎ土砂災害警戒 区域マップ	・発電施設の設置に伴う開発及び施設の設置が防災対策に影響を及ぼさず、発電施設が原因となって災害が誘発・助長されないよう検討し、
・ハザードマップで「想 定される最大浸水深」が 5 m 以上の区域	・各市町のハザードマップ	必要に応じて対策を講じること
・宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域[宅地造成及び盛土等規制法]※当該区域が指定されるまでは、旧法に基づく宅地造成工事規制区域	・県及び中核市の宅地造成担当部局が有する情報	
・山地災害危険地区	・山地災害危険地区マップ ・関東森林管理局 HP 「国有林の山地災害危 険地区について」	
・保安林及び保安施設地 区の分布状況[森林法]	・とちもりマップ	・保安林及び保安施設地区を含む場合は、県森林整備課と調整すること ・保安林指定の目的を鑑み、開発区域は必要最小限とすること
·水源地域[県水源地域 保全条例]	・とちもりマップ	・水源地域内に存する地域森林計画対象民有林の土地の売買・賃貸等を伴う場合、県水源地域保全条例に基づく事前届出を行っていること
・河川区域及び河川保全 区域[河川法]	・河川管理を行っている各土木事務所への問合せ	・河川保全区域を含む場合は、県河川課及び土木事務所と調整し、必要最小限とすること ・発電施設設置場所に河川保全区域を含む場合は、河川管理施設等の保全に支障がないよう対策を講じること
風車の影による影響に関す	<u> </u> る事項	
・保全対象施設 (学校・病院等) の分布状況	・EADAS ・市町の関係部局が有 する情報	・シャドーフリッカーの影の明暗が住民に不快感を与えないよう検討し、必要に応じて対策を講じること
動物の重要な種及び注目す	すべき生息地への影響に関	する事項
・ラムサール条約登録湿地 [特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約]	· EADAS	・ラムサール条約登録湿地は促進区域に含めないよう配慮すること
		・発電施設設置場所にラムサール条約登録湿地を含む場合は、湿地の役割に支障がないよう対策を講じること

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
動物の重要な種及び注目す	ナベき生息地への影響に関	する事項
・鳥獣保護区 [鳥獣の保	・栃木県 HP「鳥獣保護	・鳥獣保護区(特別保護地区以外)又は生息地
護及び管理並びに狩猟の適	区等位置図」	等保護区の監視地区を含む場合は、県自然環境
正化に関する法律]	· EADAS	課と調整し、必要最小限とすること
		・発電施設設置場所が鳥獣保護区若しくは生息
· 生息地等保護区 [絶滅		地等保護区を含む又は接する場合、事業認定申
のおそれのある野生動植	· EADAS	請に先立ち、注目すべき種の生息情報を調査し、
物の種の保存に関する法律]		保全のために必要な措置を講じること
・国内希少野生動植物種	・環境省 HP「国内希少	・国内希少野生動植物種(動物)及び栃木県版
の生息生育情報	野生動植物種一覧」	レッドリスト掲載の動物の生息地については原
		則として促進区域に含めないこと
・環境省レッドリスト掲	・環境省 HP「いきもの	・事業に先立ち、注目すべき種の生息情報を調
載種の生息生育情報	ログ」	査し、保全のために必要な措置を講じること
・栃木県版レッドリスト	・レッドデータとちぎ	
掲載種の生息生育情報	WEB	
・日本の希少な野生水生	・日本の希少な野生水	
生物に関するデータブッ	生生物に関するデータ	
ク掲載種の生息生育情報	ブック (水産庁) 	
	・地元研究者等からの聞き取り	
	・学術調査、学術論文	
植物の重要な種及び重要な		
・生息地等保護区「絶滅	· EADAS	・生息地等保護区の監視地区を含む場合は、県
のおそれのある野生動植		自然環境課と調整し、必要最小限とすること
物の種の保存に関する法		・発電施設設置場所が生息地等保護区を含む又
[律]		は隣接する場合、事業に先立ち、注目すべき種
		の生息情報を調査し、保全のために必要な措置
		を講じること
・国内希少野生動植物種	・環境省 HP「国内希少	・国内希少野生動植物種(植物)、特定植物群
の生息生育情報	野生動植物種一覧」	落及び栃木県版レッドリスト掲載の植物群落に
杜克技华型类《八四	FADAC.	ついては、原則として促進区域に含めないこと
・特定植物群落の位置	· EADAS	・事業に先立ち、注目すべき種及び植物群落の
・栃木県版レッドリスト	・レッドデータとちぎ	生育情報を調査し、保全のために必要な措置を
・栃木県版レットリスト	・レットテータとらさ WEB	講じる計画となっていること
野戦が恒彻奸冷の世間	VV L D	
・環境省レッドリスト掲	┃ ・環境省 HP「いきもの	
載種の生息生育情報		
・栃木県版レッドリスト	・レッドデータとちぎ	
掲載種の生息生育情報	WEB	
	・地元研究者等からの聞き取り	
	· 学術調査、学術論文	

np 佐 十 w モ 桂 却	旧作士计	「反ば乳ウ」に火ナーマの切み車位
収集すべき情報	収集方法 	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
地域を特徴づける生態系へ	、の 影 郷 に悶する車頂	・「事業計画的だ」に目だりての自息事項
· 保護林[保護林設定管	・EADAS	・保護林は促進区域に含めないよう配慮すること
理要領	LADAS	・保護林が事業区域に含まれていないこと
・緑の回廊 [緑の回廊設	· EADAS	・緑の回廊は促進区域に含めないよう配針ること
定要領	LADAS	・環境影響評価等において、発電施設の設置が、
左安 [k]		緑の回廊における野生生物種の生育・生息に影
		響を及ぼさないよう検討し、必要に応じて対策
		を講じること
 ・生物多様性保全上重要	· EADAS	・重要里地里山又は重要湿地を含む場合は、県
な里地里山の分布状況	・環境省 HP「生物多様	自然環境課と調整の上、必要最小限とすること
・生物多様性の観点から	性保全上重要な里地里	・発電施設設置に伴う開発及び施設の設置によ
重要度の高い湿地の分布	山里地里山	り生物多様性に影響を及ぼさないよう検討し、
状況		必要に応じて対策を講じること
主要な眺望点及び景観資源	L 原並びに主要な眺望景観へ	
・第 2、3 種特別地域、普	· EADAS	・第 2、3 種特別地域、普通地域を含む場合は必
通地域「自然公園法」		要最小限とすること
		・発電施設設置場所に第 2、3 種特別地域、普通
		地域を含む場合は、自然風景の保全に支障がな
		いよう対策を講じること
・ 景 観 形 成 重 点 地 区 [景	 ・市町景観計画	・発電施設設置場所が景観形成重点地区に隣接
観法		する場合は、景観保全に支障がないよう対策を
		講じること
主要な人と自然との触れる	らいの活動の場への影響に	関する事項
・長距離自然歩道	・栃木県 HP「関東ふれ	・長距離自然歩道は促進区域に含めないよう配
	あいの道」	慮 すること
		・発電施設設置場所に長距離自然歩道を含む場
		合は、当該歩道の改変を避けた、又は改変をで
		きる限り小さくした事業計画とすること
その他の事項		
・第 1、2、3 種 農 地	・市町農業委員会が有	・農用地を含む場合は、県農政課と「地域脱炭
	する情報	素化促進事業に係る農地転用の取扱いに関する
		留意事項についての制定について(令和4年6
		月 28 日付け4 農振第 948 号農林水産省農村振
		興局長通知)」に基づき調整すること(農地法
		第4条第1項に規定する指定市町村を除く。)
		・発電施設設置に伴う開発が農業振興に支障が
		ないよう検討し、必要に応じて対策を講じること
		・周辺農地の営農条件及び農作物に悪影響がな
		いよう検討し、必要に応じて対策を講じること
		・農地の利用の集積など地域における農地の農
		業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が ないよう検討し、必要に応じて対策を講じること
		・促進事業の計画に係る行為が農地転用許可を
		・促進事業の計画に保る行為が展地転用計可を 受けなければならないものである場合は、地球
		温暖化対策推進法第 22 条の 2 第 4 項に基づき
		温暖化対象推進法第 22 架の2 第 4 頃に基づる 栃木県知事の同意を得ていること(農地法第 4
		条第1項に規定する指定市町村を除く。)
		スカェスにかた 7 の JB 左 中 町 11 で か \ 6 /

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
その他の事項		
・土地改良区の受益地 [土地改良法]	・土地改良区が有する 情報	・発電施設設置に伴う開発が土地改良区の受益地に支障がないよう対策を講じること
・地域計画区域[農業経営基盤強化促進法]	・市町地域計画担当部 署が有する情報	・発電施設設置に伴う開発が地域計画に支障がないか検討し、必要に応じて対策を講じること
・風致地区[都市計画法]	・市町が有する都市計画図 ・県が有する都市計画 総括図	・発電施設設置場所が風致地区に隣接する場合は、都市部の良好な自然的景観と史跡名勝などの保全に支障がないよう対策を講じること
·緑地保全地域[都市緑地法]	・市町が有する都市計 画図 ・県が有する都市計画 総括図	・発電施設設置場所が緑地保全地域に隣接する場合は、緑地保全に支障がないよう対策を講じること
・埋蔵文化財包蔵地の指 定状況[文化財保護法]	・EADAS ・市町が有する埋蔵文 化財包蔵地の地図	・埋蔵文化財包蔵地を含む場合は、県文化振興課と調整の上、文化財の保護に影響を及ぼさないこと ・発電施設設置に伴う開発に埋蔵文化財包蔵地を含む場合は、県文化振興課と調整し、文化財の保護に影響を及ぼさないこと
・重要文化財・史跡・名 勝・天然記念物・伝統的 建造物群の指定地	・EADAS ・文化庁 HP「国指定文 化財等データベース」 ・市町伝統的建造物群 保存地区保存計画	・発電施設設置場所の周辺に重要文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群の指定地が存在する場合は、歴史的・芸術的価値を損なわないよう対策を講じること
・市町の文化財保存活用 計画及び文化財保存地域 計画による規制区域	・文化財保存活用計画 及び文化財保存地域計 画	・発電施設設置場所が文化財保存活用計画若し くは文化財保存地域計画による規制区域を含む 又は隣接する場合、発電施設設置に伴う開発や 施設の設置が、文化財の保存と活用に支障を及 ぼさないよう対策を講じること
・市町の歴史的風致維持 向上計画の重点区域	・市町の歴史的風致維 持向上計画	・発電施設設置場所が市町の歴史的風致維持向 上の重点区域を含む又は隣接する場合、発電施 設設置に伴う開発や施設の設置が歴史的風致維 持に支障を及ぼさないよう対策を講じること
・道路の占用禁止又は制 限区域	・国・県・市町の道路管理者	・占用の禁止又は制限区域における道路占用に あっては、道路管理者と調整の上、道路管理に 支障を及ぼさないこと

表3-3 水力発電施設を対象とする環境配慮事項

事業計画認定」に当たっ	ての留意事項:市町が促進事業	を認定する際に確認するべき事項
収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
騒音による影響に関する事項		
	<u>.</u> ・環境アセスメントデ	・発電施設から発生する音による生活環境への
病院等)の分布状況	タベース (以下「EADAS」)・市町の関係部局が有する情報	影響を予測し、住宅地から極力離れた場所に発電施設を設置する、発電施設に囲いを設置し防音性を向上させる等の対策をする等適切な防音措置をとること ・発電施設設置に伴う工事で発生する音により
水の濁りによる影響に関す	る事項	生活環境への影響がないよう検討し、必要に応じて対策を講じること
・取水施設の位置	· EADAS	・発電施設の排水先周辺の下流部に取水施設がある場合は、沈砂地、濁水処理施設等を設置するなど濁水発生防止策を講じること
・周辺水域の漁業権の設定状況	・漁業権免許一覧	・発電施設の排水先周辺の下流部に漁業権が設 定された水面がある場合は、漁業権を有する漁 業協同組合(連合会)と調整し、必要な対策を 講じること
水の汚れ・富栄養化・溶存	₹酸素量・水温による影響	『に関する事項
		・発電施設への取水が取水元の河川の水質に影響を及ぼさないよう検討し、必要に応じて対策をとること ・発電施設からの排水が排水先河川の水質に影響を及ぼさないよう検討し、必要に応じて対策をとること
・周辺水域の漁業権の設定状況	・漁業権免許一覧	・発電施設の排水先周辺の下流部に漁業権が設定された水面がある場合は、漁業権を有する漁業協同組合(連合会)と調整し、必要な対策を講じること

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
動物の重要な種及び注目す	でき生息地への影響に関	する事項
・ラムサール条約登録湿	· EADAS	・ラムサール条約登録湿地は促進区域に含めな
地[特に水鳥の生息地と		いよう配慮すること
して国際的に重要な湿		ᅏᆖᄷᇌᇌᄝᄱᇎᆝᅩᇹᆝᄮᅟᇕᄼᄵᅑᄸᄁᄱ
地]		・発電施設設置場所にラムサール条約登録湿地
		を含む場合は、湿地の役割に支障がないよう対
自獣仏護区「自獣の仏	长十月川口「自料/口港	策を講じること
・鳥獣保護区[鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の	・栃木県 HP「鳥獣保護	・鳥獣保護区(特別保護地区以外)又は生息地 等保護区の監視地区を含む場合は、県自然環境
遺正化に関する法律	区 等 位 置 図 」 ・EADAS	等体護区の監視地区を含む場合は、県自然環境 課と調整し、必要最小限とすること
旭正にに対するが注	LADAS	・発電施設設置場所が鳥獣保護区若しくは生息
 ・生息地等保護区「絶滅	· EADAS	地等保護を含む又は隣接する場合、事業認定申
のおそれのある野生動植	LNDNO	請に先立ち、注目すべき種の生息情報を調査し、
物の種の保存に関する法律]		保全のために必要な措置を講じること
・国内希少野生動植物種		・国内希少野生動植物種(動物)及び栃木県版
の生息生育情報	野生動植物種一覧	レッドリスト掲載の動物の生息地については原
g 13 113 114	. —	則として促進区域に含めないこと
・環境省レッドリスト掲	・環境省 HP「いきもの	・事業に先立ち、注目すべき種の生息情報を調
載種の生息生育情報	ログ」	査し、保全のために必要な措置を講じる計画と
		なっていること
・栃木県版レッドリスト	・レッドデータとちぎ	
掲載種の生息生育情報	WEB	
・日本の希少な野生水生	・日本の希少な野生水	
生物に関するデータブッ	生生物に関するデータ	
ク掲載種の生息生育情報	ブック(水産庁)	
	・地元研究者等からの聞き取り	
	・学術調査、学術論文	
植物の重要な種及び重要な	は群落への影響に関する事項	
	· EADAS	・生息地等保護区の監視地区を含む場合は、県
のおそれのある野生動植		自然環境課と調整し、必要最小限とすること
物の種の保存に関する法		・発電施設設置場所が生息地等保護区を含む又
[律]		は隣接する場合、事業に先立ち、注目すべき種
		の生息情報を調査し、保全のために必要な措置
	温度沙山5「同土× 」	を講じる計画となっていること 早中さい取りませれる
・国内希少野生動植物種	・環境省 HP「国内希少	・国内希少野生動植物種(植物)、特定植物群
の生息生育情報	野生動植物種一覧」	落及び栃木県版レッドリスト掲載の植物群落に
. 特宁结物 群落 5 件 罕	. ΕΛΠΛΟ	ついては、原則として促進区域に含めないこと
・特定植物群落の位置	· EADAS	
・栃木県版レッドリスト	・レッドデータとちぎ	
場載の植物群落の位置	WEB	
19 乳の12 17 11 17 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	vv L D	・事業に先立ち、注目すべき種及び植物群落の
 ・環境省レッドリスト掲	・環境省 HP「いきもの	生育情報を調査し、保全のために必要な措置を
載種の生息生育情報		講じる計画となっていること
 ・栃木県版レッドリスト	・レッドデータとちぎ WEB	
掲載種の生息生育情報		
	・地元研究者等からの聞き取り	
	・学術調査、学術論文	
<u> </u>		

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項
		・「事業計画認定」に当たっての留意事項
地域を特徴づける生態系へ	、の影響に関する事項	
・保護林[保護林設定管	· EADAS	・保護林は促進区域に含めないよう配慮すること
理要領]		・保護林が事業区域に含まれていないこと
・緑の回廊[緑の回廊設	· EADAS	・緑の回廊は促進区域に含めないよう配慮する
定要領]		<u> こと</u>
		・環境影響評価等において、発電施設の設置が、
		緑の回廊における野生生物種の生育・生息に影響をみばさないよう検討し、必要に応じて対策
		響を及ぼさないよう検討し、必要に応じて対策 を講じること
 ・生物多様性保全上重要	· EADAS	・重要里地里山又は重要湿地を含む場合は、県
な里地里山の分布状況	・環境省 HP「生物多様	自然環境課と調整の上、必要最小限とすること
・生物多様性の観点から	性保全上重要な里地里	・発電施設設置に伴う開発及び施設の設置によ
重要度の高い湿地の分布状況	山里地里山」	り生物多様性に影響を及ぼさないよう検討し、
		必要に応じて対策を講じること
主要な眺望点及び景観資源	 東並びに主要な眺望景観へ	の影響に関する事項
・第 2、3 種特別地域、普	· EADAS	・第 2、3 種特別地域、普通地域を含む場合は必
通地域 [自然公園法]		要最小限とすること
		・発電施設設置場所に第 2、3 種特別地域、普通
		地域を含む場合は自然風景の保全に支障がない
		よう対策を講じること
・景観形成重点地区[景	・市町景観計画	・発電施設設置場所が景観形成重点地区に隣接
観法]		する場合は、景観保全に支障がないよう対策を
主要な人と自然との触れる	 いの	関する東百
・長距離自然歩道	・栃木県 HP 「関東ふれ	・長距離自然歩道は促進区域に含めないよう配
及此解自然多足	あいの道	慮すること
		・発電施設設置場所に長距離自然歩道を含む場
		合は、当該歩道の改変を避けた、又は改変をで
		きる限り小さくした事業計画とすること
その他の事項		
・第 1、2、3 種 農 地	・市町農業委員会が有	・農用地を含む場合は、県農政課と「地域脱炭
	する情報	素化促進事業に係る農地転用の取扱いに関する
		留意事項についての制定について(令和4年6
		月 28 日付け 4 農振第 948 号農林水産省農村振
		興局長通知) 」に基づき調整すること(農地法 第4条第1項に規定する指定市町村を除く。)
		・発電施設設置に伴う開発が農業振興に支障が ・
		ないよう検討し、必要に応じて対策を講じること
		・周辺農地の営農条件及び農作物に悪影響がな
		いよう検討し、必要に応じて対策を講じること
		・農地の利用の集積など地域における農地の農
		業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が
		ないよう検討し、必要に応じて対策を講じること
		・促進事業の計画に係る行為が農地転用許可を
		受けなければならないものである場合は、地球
		温暖化対策推進法第 22 条の 2 第 4 項に基づき
		栃木県知事の同意を得ていること
		(農地法第4条第1項に規定する指定市町村を除く。)

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
その他の事項		
・土地改良区の受益地 [土地改良法]	・土地改良区が有する 情報	・発電施設設置に伴う開発が土地改良区の受益地に支障がないよう対策を講じること
・地域計画区域[農業経営基盤強化促進法]	・市町地域計画担当部 署が有する情報	・発電施設設置に伴う開発が地域計画に支障がないよう検討し、必要に応じて対策を講じること
・風致地区[都市計画法]	・市町が有する都市計画図 ・県が有する都市計画総括図	・発電施設設置場所が風致地区に隣接する場合は、都市部の良好な自然的景観と史跡名勝などの保全に支障がないよう対策を講じること
· 緑地保全地域[都市緑地法]	・市町が有する都市計画図 ・県が有する都市計画 総括図	・発電施設設置場所が緑地保全地域に隣接する場合は、緑地保全に支障がないよう対策を講じること
・埋蔵文化財包蔵地の指 定状況[文化財保護法]	・EADAS ・市町が有する埋蔵文 化財包蔵地の地図	・埋蔵文化財包蔵地を含む場合は、県文化振興課と調整の上、文化財の保護に影響を及ぼさないこと ・発電施設設置に伴う開発に埋蔵文化財包蔵地を含む場合は、県文化振興課と調整し、文化財の保護に影響を及ぼさないこと
・重要文化財・史跡・名 勝・天然記念物・伝統的 建造物群の指定地	・EADAS ・文化庁 HP「国指定文 化財等データベース」 ・市町伝統的建造物群 保存地区保存計画	・発電施設設置場所の周辺に重要文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群の指定地が存在する場合は、歴史的・芸術的価値を損なわないよう対策を講じること
・市町の文化財保存活用 計画及び文化財保存地域 計画による規制区域	・文化財保存活用計画 及び文化財保存地域計 画	・発電施設設置場所が文化財保存活用計画若し くは文化財保存地域計画による規制区域を含む 又は隣接する場合、発電施設設置に伴う開発や 施設の設置が、文化財の保存と活用に支障を及 ぼさないよう対策を講じること
・市町の歴史的風致維持 向上計画の重点区域	・市町の歴史的風致維 持向上計画	・発電施設設置場所が市町の歴史的風致維持向上の重点区域を含む又は隣接する場合、発電施設設置に伴う開発や施設の設置が歴史的風致維持に支障を及ぼさないよう対策を講じること
・道路の占用禁止又は制限区域 ・保安林の分布状況 [森 林法]	・国・県・市町の道路管理者	・占用の禁止又は制限区域における道路占用に あっては、道路管理者と調整の上、道路管理に 支障を及ぼさないこと ・保安林を含む場合は、県森林整備課と調整す ること
		・保安林指定の目的を鑑み、開発区域は必要最小限とすること

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項
		・「事業計画認定」に当たっての留意事項
その他の事項		
・砂防指定地[砂防法]	・とちぎ土砂災害警戒	・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩
	区域マップ	壊危険区域を含む場合は必要最小限とすること
・地すべり防止区域[地		・発電施設設置に伴う開発及び施設の設置が防
すべり等防止法]		災対策に影響を及ぼさず、また、発電施設が原
		因となって災害が誘発・助長されないよう検討
· 急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域		し、必要に応じて対策を講じること
[急傾斜地の崩壊による		
災害の防止に関する法律]		

表3-4 地熱発電施設を対象とする環境配慮事項

「事業計画認定」に当たっ	ての留意事項:市町が促進事業	を認定する際に確認するべき事項
収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項
		・「事業計画認定」に当たっての留意事項
騒音による影響に関する事項	1	
保全対象施設(学校・	・環境アセスメントデ	・発電設備等から発生する音による生活環境へ
病院等)の分布状況	- タベース(以下	の影響を予測し、住宅地から極力離れた場所に
	「EADAS」)	発電施設を設置する、発電施設に囲いを設置し
	・市町環境保全担当部	防音性を向上させる等の対策をする等適切な防
	署が有する情報	音措置をとること
		・発電施設設置に伴う工事で発生する音により
		生活環境への影響がないよう検討し、必要に応
		じて対策を講じること
重要な地形及び地質への影	彡響 に関する事項	
・県レッドリストの地	・レッドデータとちぎ	・県レッドリストの地形・地質を含む場合は、県
形・地質の分布状況	WEB	自然環境課と調整の上、必要最小限とすること
		・発電施設設置等に伴う開発に県レッドリスト
		の地形・地質を含む場合は、必要最小限とする
		こと
水の汚れによる影響に関す	る事項	
・公共用水域の水質測定	・栃木県 HP「栃木県環	・発電施設からの排水が排水先河川、地下水等
地点の位置	境 基 準 類 型 指 定 図 」	の水質に影響を及ぼさないよう検討し、必要に
	・公共用水域及び地下	応じて対策を講じること
	水の水質測定計画(最	
	新年度版)	
・周辺水域の漁業権の設	・漁業権免許一覧	・発電施設の排水先周辺の下流部に漁業権が設
定状況		定された水面がある場合は、漁業権を有する漁
		業協同組合(連合会)と調整し、必要な対策を
		講じること
硫化水素による影響に関す	る事項	
・保全対象施設(学校・病	· EADAS	・発電施設等による生活環境への影響を予測
院等)の分布状況	・市町の関係部局が有	し、住宅地から極力離れた場所に発電施設を設
	する情報	置すること
		・探査に係る掘削や発電施設等から発生する硫
		化水素、蒸気及びその他のガスによる生活環境
		への影響を検討し、必要に応じて回避または極
		力低減するよう対策を講じること
温泉への影響に関する事項		
・温泉の分布状況	・とちぎの温泉	・温泉が含まれる場合は、温泉と地熱貯留層の
・温泉の生成機構及び開	・管轄する保健所	関係を調査し、県薬務課と調整すること
発対象とされる地熱貯留	・専門家等からの聞き取り	
層の関係	・学術調査、学術論文	
		泉湧出量の減少、泉温の低下、泥水による温泉
		の濁り等が発生しないよう検討し、必要に応じ
		て対策を講じること
		C NJ NC C HIT O O C C

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
動物の重要な種及び注目す	でき生息地への影響に関	する事項
・ラムサール条約登録湿	· EADAS	・ラムサール条約登録湿地は促進区域に含めな
地[特に水鳥の生息地と		いよう配慮すること
して国際的に重要な湿地		・発電施設設置場所にラムサール条約登録湿地
に関する条約]		を含む場合は、湿地の役割に支障がないよう対
		策を講じること
・鳥獣保護区「鳥獣の保	・栃木県 HP「鳥獣保護	・鳥獣保護区(特別保護地区以外)又は生息地
護及び管理並びに狩猟の	区等位置図」	等保護区の監視地区を含む場合は、県自然環境
適正化に関する法律]	· EADAS	課と調整し、必要最小限とすること・発電施設設置場所が鳥獣保護区若しくは生息
 ・生息地等保護区「絶滅	·EADAS	・光电池設設直場別が高獣体護区石しては主思地等保護区を含む又は隣接する場合、事業認定
のおそれのある野生動植	ENDNO	申請に先立ち、注目すべき種の生息情報を調査
物の種の保存に関する法律		し、保全のために必要な措置を講じること
		. ,
・国内希少野生動植物種	・環境省 HP「国内希少	・国内希少野生動植物種(動物)及び栃木県版
の生息生育情報	野生動植物種一覧」	レッドリスト掲載の動物の生息地については原
严	理境 少 HD「 」 きょっ	則として促進区域に含めないこと
・環境省レッドリスト掲載種の生息生育情報	・環境省 HP「いきもの ログー	・事業に先立ち、注目すべき種の生息情報を調査し、保全のために必要な措置を講じる計画と
戦性の主ぶ土月月散	μу]	宜し、床主のために必要な指値を調しる計画と なっていること
 ・栃木県版レッドリスト	・レッドデータとちぎ	
掲載種の生息生育情報	WEB	
・日本の希少な野生水生	・日本の希少な野生水	
生物に関するデータブッ	生生物に関するデータ	
ク掲載種の生息生育情報	ブック(水産庁)	
	・地元研究者等からの聞き取り	
	・学術調査、学術論文	
植物の重要な種及び重要な		
・生息地等保護区[絶滅	· EADAS	・生息地等保護区の監視地区を含む場合は、県
のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法		自然環境課と調整し、必要最小限とすること
後日 1 1 1 1 1 1 1 1 1		は隣接する場合、事業に先立ち、注目すべき種
H- 1		の生息情報を調査し、保全のために必要な措置
		を講じる計画となっていること
・ 国 内 希 少 野 生 動 植 物 種	・環境省 HP「国内希少	・国内希少野生動植物種(植物)、特定植物群
の生息生育情報	野生動植物種一覧」	落及び栃木県版レッドリスト掲載の植物群落に
		ついては、原則として促進区域に含めないこと
・特定植物群落の位置	· EADAS	
・栃木県版レッドリスト	・レッドデータとちぎ	
掲載の植物群落の位置	WEB	
TTT 17 (1)		生育情報を調査し、保全のために必要な措置を
・環境省レッドリスト掲載様の生息生充情報	・環境省 HP「いきもの	講じる計画となっていること
載種の生息生育情報	ログ」	
 ・栃木県版レッドリスト	・レッドデータとちぎ WEB	
掲載種の生息生育情報	- / 1 / / COC WLD	
	・地元研究者等からの聞き取り	
	・学術調査、学術論文	
	2 113 H3 113 H10 2	

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項
		・「事業計画認定」に当たっての留意事項
地域を特徴づける生態系へ	への影響に関する事項	
・保護林[保護林設定管	· EADAS	・保護林は促進区域に含めないよう配慮すること
理要領]		・保護林が事業区域に含まれていないこと
・緑の回廊[緑の回廊設	· EADAS	・緑の回廊は促進区域に含めないよう配慮する
定要領]		こと ・環境影響評価等において、発電施設の設置が、
		・ 環境影音計画等において、光电旭級の設置が、 緑の回廊における野生生物種の生育・生息に影
		響を及ぼさないよう検討し、必要に応じて対策
		を講じること
· 生物多様性保全上重要	· EADAS	・重要里地里山又は重要湿地を含む場合は、県
な里地里山の分布状況	·環境省 HP「生物多様	自然環境課と調整の上、必要最小限とすること
・生物多様性の観点から	性保全上重要な里地里	・発電施設設置に伴う開発及び施設の設置によ
重要度の高い湿地の分布状況	山里地里山」	り生物多様性に影響を及ぼさないよう検討し、
		必要に応じて対策を講じること
主要な眺望点及び景観資源		T
・第2、3種特別地域、普	· EADAS	・第 2、3 種特別地域、普通地域を含む場合は必
通地域[自然公園法]		要最小限とすること
		・発電施設設置場所に第2、3種特別地域、普通地域を含む場合は自然風景の保全に支障がない
		よう検討し、必要に応じて対策を講じること
・ 景 観 形 成 重 点 地 区 [景	・市町景観計画	 ・発電施設設置場所が景観形成重点地区に隣接
観法]		する場合は、景観保全に支障がないよう対策を
		講じること
主要な人と自然との触れ合	らいの活動の場への影響に	関する事項
・長距離自然歩道	・栃木県 HP「関東ふれ	・長距離自然歩道は促進区域に含めないよう配
	あいの道」	慮すること
		・発電施設設置場所に長距離自然歩道を含む場合は、当該歩道の改変を避けた、又は改変をで
		っは、ヨ該少道の改変を避りた、又は改変をで きる限り小さくした事業計画とすること
その他の事項		
・第 1、2、3 種 農 地	・市町農業委員会が有	・農用地を含む場合は、県農政課と「地域脱炭
	する情報	素化促進事業に係る農地転用の取扱いに関する
		留意事項についての制定について(令和4年6
		月 28 日付け4 農振第 948 号農林水産省農村振
		興局長通知)」に基づき調整すること(農地法
		第4条第1項に規定する指定市町村を除く。)
		・発電施設設置に伴う開発が農業振興に支障がないよう検討し、必要に応じて対策を講じること
		・周辺農地の営農条件及び農作物に悪影響がな
		- 「同辺展地の音展来什及の展下物に恋影音がな」 いよう検討し、必要に応じて対策を講じること
		・農地の利用の集積など地域における農地の農
		業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が
		ないよう検討し、必要に応じて対策を講じること
		・促進事業の計画に係る行為が農地転用許可を
		受けなければならないものである場合は、地球
		温暖化対策推進法第 22 条の 2 第 4 項に基づき
		栃木県知事の同意を得ていること
		(農地法第4条第1項に規定する指定市町村を除く。)

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
その他の事項		
・土地改良区の受益地 [土地改良法]	・土地改良区が有する 情報	・発電施設設置に伴う開発が土地改良区の受益地に支障がないよう対策を講じること
・地域計画区域[農業経営基盤強化促進法]	・市町地域計画担当部 署が有する情報	・発電施設設置に伴う開発が地域計画に支障がないよう検討し、必要に応じて対策を講じること
・風致地区[都市計画法]	・市町が有する都市計画図 ・県が有する都市計画総括図	・発電施設設置場所が風致地区に隣接する場合は、都市部の良好な自然的景観と史跡名勝などの保全に支障がないよう対策を講じること
· 緑地保全地域[都市緑地法]	・市町が有する都市計画図 ・県が有する都市計画 総括図	・発電施設設置場所が緑地保全地域に隣接する場合は、緑地保全に支障がないよう対策を講じること
・埋蔵文化財包蔵地の指 定状況[文化財保護法]	・EADAS ・市町が有する埋蔵文 化財包蔵地の地図	・埋蔵文化財包蔵地を含む場合は、県文化振興課と調整の上、文化財の保護に影響を及ぼさないこと ・発電施設設置に伴う開発行為に埋蔵文化財包蔵地を含む場合は、県文化振興課と調整し、文化財の保護に影響を及ぼさないこと
・重要文化財・史跡・名 勝・天然記念物・伝統的 建造物群の指定地	・EADAS ・文化庁 HP「国指定文 化財等データベース」 ・市町伝統的建造物群 保存地区保存計画	・発電施設設置場所の周辺に重要文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群の指定地が存在する場合は、歴史的・芸術的価値を損なわないよう対策を講じること
・市町の文化財保存活用 計画及び文化財保存地域 計画による規制区域	・文化財保存活用計画 及び文化財保存地域計 画	・発電施設設置場所が文化財保存活用計画若し くは文化財保存地域計画による規制区域を含む 又は隣接する場合、発電施設設置に伴う開発や 施設の設置が、文化財の保存と活用に支障を及 ぼさないよう対策を講じること
・市町の歴史的風致維持 向上計画の重点区域	・市町の歴史的風致維 持向上計画	・発電施設設置場所が市町の歴史的風致維持向上の重点区域を含む又は隣接する場合、発電施設設置に伴う開発や施設の設置が歴史的風致維持に支障を及ぼさないよう対策を講じること
・道路の占用禁止又は制限区域	・国・県・市町の道路管理者	・占用の禁止又は制限区域における道路占用にあっては、道路管理者と調整の上、道路管理に支障を及ぼさないこと
・保安林の分布状況[森林法]	・とちもりマップ	・保安林を含む場合は、県森林整備課と調整すること・保安林指定の目的を鑑み、開発区域は必要最小限とすること

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項
		・「事業計画認定」に当たっての留意事項
その他の事項		
・砂防指定地[砂防法]	・とちぎ土砂災害警戒	・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩
	区域マップ	壊危険区域を含む場合は必要最小限とすること
・地すべり防止区域[地		・発電施設設置に伴う開発及び施設の設置が防
すべり等防止法]		災対策に影響を及ぼさず、また、発電施設が原
		因となって災害が誘発・助長されないよう検討
· 急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域		し、必要に応じて対策を講じること
[急傾斜地の崩壊による		
災害の防止に関する法律]		

表3-5 バイオマス発電施設を対象とする環境配慮事項

「事業計画認定」に当たっ	「事業計画認定」に当たっての留意事項:市町が促進事業を認定する際に確認するべき事項		
収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項	
騒音による影響に関する事	· 事項		
・保全対象施設(学校・ 病院等)の分布状況	・環境アセスメントデータベース(以下「EADAS」)・市町の関係部局が有する情報	・原料の収集運搬時の車両通行に伴う騒音により生活環境に影響を及ぼさなと、発電設備等から発生するる生活環境への影響を予測し、住宅地から極力離れた設置する、発電施設を設置する、発電施設に囲いを設置する、の対策をする等の対策をする等で発生する。 ・発電施設とさせる等の対策をする等適切な防音措置をとること、発電施設設置に伴う工事で発生する、必要に応じて対策を講じること	
大気質への影響に関する事	 		
・保全対象施設(学校・ 病院等)の分布状況	・EADAS ・市町の関係部局が有 する情報	・原料の収集運搬時の車両通行に伴う粉じんにより生活環境に影響を及ぼさないよう検討し、必要に応じて対策を講じること ・ばい煙を発生する施設を設置する場合は大気環境に影響を及ぼさないよう検討し、必要に応じて対策を講じること	
悪臭による影響に関する事	 項		
心夫による影音に因りるも			
・保全対象施設(学校・ 病院等)の分布状況	・EADAS ・市町の関係部局が有 する情報	・原料の収集運搬時や受入れ施設から悪臭がもれ、住民等に不快感を与えることがないか検討し、必要に応じて対策を講じること・発電施設やバイオマス燃料の保管場所からの臭気が近隣住民の生活に支障を及ぼさなと検討し、必要に応じて対策を講じること	

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項
動物の重要な種及び注目す	- べき牛 皀 地 へ の 髟 繆 厂 悶	・「事業計画認定」に当たっての留意事項 する事項
・ラムサール条約登録湿	・EADAS	・ラムサール条約登録湿地は促進区域に含めな
地「特に水鳥生息地とし	LNDNO	いよう配慮すること
て国際的に重要な湿地に		・発電施設設置場所にラムサール条約登録湿地
関する条約		を含む場合は、湿地の役割に支障がないよう対
		策を講じること
・鳥獣保護区[鳥獣の保	・栃木県 HP「鳥獣保	· 鳥獣保護区(特別保護地区以外)又は生息地
護及び管理並びに狩猟の	護区等位置図」	等保護区の監視地区を含む場合は、県自然環境
適正化に関する法律]	· EADAS	課と調整し、必要最小限とすること
		・発電施設設置場所が鳥獣保護区若しくは生息
生息地等保護区 [絶滅	· EADAS	地等保護区を含む又は隣接する場合、事業認定
のおそれのある野生動植		申請に先立ち、注目すべき種の生息情報を調査
物の種の保存に関する法律]		し、保全のために必要な措置を講じること
・国内希少野生動植物種	・環境省 HP「国内希	・国内希少野生動植物種(動物)及び栃木県版
の生息生育情報	少野生動植物種一覧」	レッドリスト掲載の動物の生息地については原
		則として促進区域に含めないこと
・環境省レッドリスト掲	・環境省 HP「いきも	・事業に先立ち、注目すべき種の生息情報を調
載種の生息生育情報	の口グ」	査し、保全のために必要な措置を講じること
长十月 炬 1 1 1 7 1	1 I' = '	
・栃木県版レッドリスト掲載種の生息生育情報	・レッドデータとちぎ WEB	
拘戦性の主忌主目旧戦	WED	
・日本の希少な野生水生	・日本の希少な野生水	
生物に関するデータブッ	生生物に関するデータ	
ク掲載種の生息生育情報	ブック(水産庁)	
7 7 7 10 12 1 2 13 13 10 10	・地元研究者等からの聞き取り	
	・学術調査、学術論文	
植物の重要な種及び重要な	群落への影響に関する事	項
· 生息地等保護区[絶滅	· EADAS	・生息地等保護区の監視地区を含む場合は、県
のおそれのある野生動植		自然環境課と調整し、必要最小限とすること
物の種の保存に関する法		・発電施設設置場所が生息地等保護区を含む又
[律]		は隣接する場合、事業に先立ち、注目すべき種
		の生息情報を調査し、保全のために必要な措置
		を講じること
・国内希少野生動植物種	・環境省 HP「国内希	・ 国内希 少野 生 動 植 物 種 (植 物) 、 特 定 植 物 群
の生息生育情報	少野生動植物種一覧」	落及び栃木県版レッドリスト掲載の植物群落に
		ついては、原則として促進区域に含めないこと
・特定植物群落の位置	· EADAS	・事業に先立ち、注目すべき種及び植物群落の
		生育情報を調査し、保全のために必要な措置を
・栃木県版レッドリスト	・レッドデータとちぎ WEB	講じる計画となっていること
掲載の植物群落の位置		
arm to the state of	arm to the state of the state o	
・環境省レッドリスト掲	・環境省 HP「いきも	
載種の生息生育情報	の口グ」	
・ 歩 未 目 塩 し … ドリラリ	. し ドニ゛ カレナ ゼ WFD	
・栃木県版レッドリスト掲載種の生息生育情報	・レッドデータとちぎ WEB	
19 14 1年 ツ エ 心 エ 月 月 刊	・地元研究者等からの聞き取り	
	・学術調査、学術論文	
	于 nn nn 且 、 于 nn im 人	

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
地域を特徴づける生態系へ	 の影響に関する事項	・「争未計画能定」に当たりとの曲息争項
· 保護林 [保護林設定管	· EADAS	・保護林は促進区域に含めないよう配慮すること
理要領	LADAS	・保護林が事業区域に含まれていないこと
-2000	EADAO	11 12 11 1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
・緑の回廊[緑の回廊設	· EADAS	・緑の回廊は促進区域に含めないよう配慮する
定要領]		こと
		・環境影響評価等において、発電施設の設置
		が、緑の回廊における野生生物種の生育・生息
		に影響を及ぼさないよう検討し、必要に応じて
		対策を講じること
・生物多様性保全上重要	· EADAS	・重要里地里山及び重要湿地を含む場合は、県
な里地里山の分布状況	┃ ・環境省 HP「生物多	自然環境課と調整の上、必要最小限とすること
・生物多様性の観点から	様性保全上重要な里地	・発電施設設置に伴う開発及び発電施設設置に
重要度の高い湿地の分布	里山里地里山	
		より生物多様性に影響を及ぼさないよう検討
状 況 		し、必要に応じて対策を講じること
主要な眺望点及び景観資源	原 並 び に 主 要 な 眺 望 景 観 へ T	の影響に関する事項
・景観形成重点地区[景	・市町景観計画	・発電施設設置場所が景観形成重点地区に隣接
観法]		する場合は、景観保全に支障がないよう対策を
		講じること
主要な人と自然との触れる	らいの活動の場への影響に	関する事項
・長距離自然歩道	・栃木県 HP「関東ふ	・長距離自然歩道は促進区域に含めないよう配
	れあいの道」	慮すること
		・発電施設設置場所に長距離自然歩道を含む場
		合は、当該歩道の改変を避けた、又は改変をで
		きる限り小さくした事業計画とすること
その他の事項		
・第 1、2、3 種 農 地	・市町農業委員会が有	・農用地を含む場合は、県農政課と「地域脱炭
力 1(2(0 厘 版 1	する情報	素化促進事業に係る農地転用の取扱いに関する
	5 S IH TK	留意事項についての制定について(令和4年6
		1112
		月 28 日付け 4 農振第 948 号農林水産省農村振
		興局長通知)」に基づき調整すること(農地法
		第4条第1項に規定する指定市町村を除く。)
		・発電施設設置に伴う開発が農業振興に支障が
		ないよう検討し、必要に応じて対策を講じること
		・周辺農地の営農条件及び農作物に悪影響がな
		いよう検討し、必要に応じて対策を講じること
		・農地の利用の集積など地域における農地の農
		業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が
		ないよう検討し、必要に応じて対策を講じること
		・促進事業の計画に係る行為が農地転用許可を
		受けなければならないものである場合は、地球
		温暖化対策推進法第22条の2第4項に基づき
		栃木県知事の同意を得ていること(農地法第4
		条第1項に規定する指定市町村を除く。)
・土地改良区の受益地	・土地改良区が有する	・発電施設設置に伴う開発は土地改良区の受益
[土地改良法]	情報	地に支障がない程度となっていること
	112 114	
1		

収集すべき情報	収集方法	・「区域設定」に当たっての留意事項 ・「事業計画認定」に当たっての留意事項
その他		「ザ末川凹恥た」にコたりでの田心ず気
・地域計画区域[農業経営基盤強化促進法]	・市町地域計画担当部署が有する情報	・発電施設設置に伴う開発が地域計画に支障がないよう検討し、必要に応じて対策を講じること
・風致地区[都市計画法]	・市町が有する都市計画図 ・県が有する都市計画 総括図	・発電施設設置場所が風致地区に隣接する場合、都市部の良好な自然的景観と史跡名勝などの保全に支障がないよう対策を講じること
·緑地保全地域[都市緑地法]	・市町が有する都市計画図 ・県が有する都市計画 総括図	・発電施設設置場所が緑地保全地域に隣接する 場合、緑地保全に支障がないよう対策を講じる こと
・埋蔵文化財包蔵地の指 定状況[文化財保護法]	・EADAS ・市町が有する埋蔵文 化財包蔵地の地図	・埋蔵文化財包蔵地を含む場合は、県文化振興課と調整の上、文化財の保護に影響を及ぼさないこと ・発電施設設置に伴う開発行為に埋蔵文化財包蔵地を含む場合は、県文化振興課と調整し、文
・重要文化財・史跡・名 勝・天然記念物・伝統的 建造物群の指定地	・EADAS ・文化庁 HP「国指定 文化財等データベー ス」 ・市町伝統的建造物群 保存地区保存計画	化財の保護に影響を及ぼさないこと ・発電施設設置場所の周辺に重要文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群の指定地が存在する場合は、歴史的・芸術的価値を損なわないよう対策を講じること
・市町の文化財保存活用 計画及び文化財保存地域 計画による規制区域	・文化財保存活用計画 及び文化財保存地域計 画	・発電施設設置場所が文化財保存活用計画若し くは文化財保存地域計画による規制区域を含む 又は隣接する場合、発電施設設置に伴う開発や 施設の設置が、文化財の保存と活用に支障を及 ぼさないよう対策を講じること
・市町の歴史的風致維持 向上計画の重点区域	・市町の歴史的風致維 持向上計画	・発電施設設置場所が市町の歴史的風致維持向上の重点区域を含む又は隣接する場合、発電施設設置に伴う開発や施設の設置が歴史的風致維持に支障を及ぼさないよう対策を講じること
・道路の占用禁止又は制限区域 ・地域森林計画対象民有 林の分布状況[森林法]	・国・県・市町の道路管理者	・占用の禁止又は制限区域における道路占用に あっては、道路管理者と調整の上、道路管理に 支障を及ぼさないこと ・地域森林計画対象民有林を含む場合は、県森 林整備課と調整すること
がい方で払び[株が法]		・地域森林計画対象民有林における許可を要する開発行為に当たっては、森林の公益的機能を 阻害するおそれがないよう対策を講じること